

5. 障がいのある子ども



各種手帳の交付

手帳の交付

問合せ窓口：保健福祉課福祉担当 TEL87-2161

- **療育手帳** 知的障がいがあると認められた方に交付される手帳です。

この手帳の交付により、

- * 所得税・住民税の障害者控除
- * 重度心身障がい者医療費助成制度（療育手帳A判定）
- * 交通機関（鉄道、バス、航空、タクシー）の割引
- * 高速道路利用料金の割引
- * NHK放送受信料免除
- * 携帯電話割引制度（携帯電話各社に問合せ）
- * 障害福祉サービスの利用

などの優待を受けることができます。

◆手帳交付までの流れ

- ① **申請相談** 保健福祉課福祉担当で申請の相談をします。
原則「巡回児童相談」の申請をします。
 - ② **判定** 「巡回児童相談」を受相します。
釧路児童相談所の児童福祉司、判定員による児童の判定をおこないます。※直接釧路児童相談所に来所し相談することも可能です。
 - ③ **審査交付** ②で知的障害と判定された児童に対して、療育手帳の申請をおこないます。申請後、審査を受け交付決定されるまでに約1、2か月程度かかります。
- ★手帳申請に必要なもの：療育手帳交付申請書、写真（上半身、無帽、サイズ：横3cm×縦4cm）

- **身体障害者手帳** 負傷、病気、先天性の疾病を原因とした一定の永続する障がいをもつ方に対して交付されます。

この手帳の交付により、

- * 所得税・住民税の障害者控除
- * 補装具の支給
- * 日常生活用具の給付
- * 交通機関（鉄道、バス、航空、タクシー）の割引
- * 高速道路利用料金の割引
- * NHK放送受信料免除（1、2級）
- * 携帯電話割引制度（携帯電話各社に問合せ）
- * 障害福祉サービスの利用

などの優待を受けることができます。

◆手帳交付までの流れ

- ① **医師に相談** 負傷、病気、先天性の疾病を原因とした一定の永続する障がいであるか、事前に医師と相談してください。
 - ② **診断様式の受け取り** 医師より、身体障害者手帳の取得を勧められた場合は、保健福祉課福祉窓口にて「医師の診断様式」を受け取ります。
 - ③ **診断書作成の依頼** 医療機関に「医師の診断様式」を提出し、診断書を作成してもらってください。
 - ④ **手帳申請** 保健福祉課福祉窓口で身体障害者手帳の申請をおこないます。申請後、審査を受け交付決定されるまでに約1、2か月程度かかります。
- ★申請に必要なもの：身体障害者手帳交付申請書、医師の診断様式（3か月以内のもの）、印鑑（シャチハタ不可）、写真（上半身、無帽、サイズ：横3cm×縦4cm）

手当等

特別児童扶養手当

問合せ窓口：保健福祉課福祉担当 TEL87-2161

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。

- ◆ 受給資格者：身体や精神に障がいのある児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育できる者
- ◆ 手続き方法：保健福祉課 福祉担当で認定請求書に関連書類を添えて申請します。北海道知事の認定を受けた後に支給となります。

- ★申請に必要なもの：請求者と対象児童の戸籍謄本、医師の診断書（用紙は保健福祉課にあります）、障害者手帳を所持している場合は手帳の写し、印鑑（シャチハタ不可）、請求者の預金通帳、その他必要書類
- ※1 この手当は所得制限があります。
- ※2 児童が児童福祉施設に入所している場合や児童が自分の障害を理由とする公的年金を受給できる場合はこの手当の対象外となります。

【参考】

●精神障害者保健福祉手帳

知的障害がなく、発達障害がある場合は精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。初診から6か月経過している必要があります。医師の診断書に基づき、当事者の能力障害、機能障害、精神疾患の状態を精神保健福祉センターが判断し、支給・不支給ならびに等級が決定されます。診断書は小児科医でも記入できます。2年の有効期限があり診断書を添えて申請し更新します。

●自立支援医療（精神通院医療）

在宅精神障害者の通院費用が、10%負担になる制度です。てんかんを含む精神疾患で適応になります。受診できる医療機関は、受給者証に記載された指定自立支援医療機関になります。

●「重度心身障がい者医療費助成制度」「未熟児養育医療給付制度」等上記以外についての手続きは担当までお問合せください。

6. ひとり親家庭



ひとり親家庭への支援

ひとり親で育児をされている方の制度の一部をご紹介します。
詳細は各担当窓口へご相談ください。

児童扶養手当

問合せ窓口：保健福祉課福祉担当 TEL87-2161

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母子・父子家庭に対し、申請後、知事の認定を受けることにより支給されます。手当額等詳しくはお問合せください。

★手続きに必要なもの：
請求者（保護者）のマイナンバーカード、戸籍謄本、印鑑、請求者（保護者）名義の通帳（初回申請のみ）

ひとり親家庭等医療費助成

問合せ窓口：保健福祉課国保担当 TEL87-2161

ひとり親家庭等のお子さんと扶養する母又は父が、医療機関等で診察を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成します。

◆対象

- 1) 18歳までの児童（18歳に達した日の属する年度の末日まで）、及び母又は父
- 2) 扶養されている20歳未満の子（20歳の誕生日まで）、及び母又は父

※所得状況により制限があります。

◆助成内容

（児童）入院及び通院

（母又は父）入院のみ ※保険適用外については除く

◆自己負担額

受給対象者は、北海道内の医療機関で受給者証を提示することで、窓口での自己負担額が下記のとおりとなります。

※なお、0歳～高校生までは子ども医療費助成により医療費が無料となります。

★手続きに必要なもの：

母又は、父及び子のマイナ保険証（対象者の医療保険資格が確認できる書類）、印鑑、在学証明書（18歳を超えて20歳までの学生の方）

町民税課税世帯	医療費の1割(月額上限)	入院 57,600円 / 通院 18,000円 / 入院・通院合わせて 57,600円
町民税非課税世帯及び3歳未満児	医療費の初診時一部負担金のみ	医科 580円 / 歯科 510円 / 柔整 270円

母子父子寡婦福祉資金貸付金

問合せ窓口：北海道根室振興局 TEL0153-23-6914

母子父子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的に、北海道がおこなっている制度です。

◆資金の種類：修学資金、就学支度資金、就職支度資金、その他（技術習得など）

※連絡先：〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

北海道根室振興局社会福祉課子ども子育て支援係 TEL0153-23-6914